平成２１年（フ）第２３７号
宮城県大崎市古川駅南２丁目８番地　古川駅南住宅１号棟303号
債務者　大岡　静江
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
宮城県大崎市古川稲葉４丁目20番39号
債務者　加藤　久美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
石川県加賀市山代温泉カ111番地　第２コーポ北出201号室
債務者　伊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３３０号
福井県鯖江市糺町第17号58番地３
債務者　空　　英美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
福井県越前市矢放町第12号９番地の３　市営住宅３号館23号
債務者　三田村誠逸
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
福井県坂井市三国町黒目第33号1101番地
債務者　加藤　清次
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
福井市水切町第43号33番地
債務者　藤田　佳江
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
福井市種池２丁目308番地
債務者　神谷　啓介
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1238番地、前住所新潟県上越市大字三ツ橋新田772番地10　Ｎｏａｈ’ｓ　ａｒｋ３－Ｂ号
債務者　西山　里沙（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
長野県須坂市大字豊丘116番地の21
債務者　藤牧　道代
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
長野市若穂綿内6260番地
債務者　浦野　一博
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
兵庫県川西市清和台西４丁目２番地の43
債務者　三矢りかこ　金　　夏志
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１００４号
兵庫県尼崎市大物町１丁目10番３号フォンタルＮＯＷ101号、前住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目12番１号春風103
債務者　三角　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２３号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目243番地アッシュコート、前住所大阪府堺市堺区神保通３番１号
債務者　浅野　暁大
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３４号
兵庫県西宮市枝川町５番17―204号
債務者　吉岡　和代
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４４号
北九州市小倉北区金田２丁目５番24号　松寿荘６号室
債務者　野中　浩二
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３２２号
北九州市戸畑区中原西１丁目13番16―106号
債務者　大津　則義
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６１号
北九州市小倉南区南方４丁目７番25―202号
債務者　大江　直美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部